

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において個人番号を利用するにあたり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

### 特記事項

住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務では、全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約したことに伴い、東京都サーバの運用及び監視に関する業務を集約センター運用者に委託している。委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に秘密保持の事項を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。また、委託業務の履行に際して、情報保護に関する誓約書の提出を義務付けている。

## 評価実施機関名

東京都知事

## 公表日

平成27年3月13日

[平成26年4月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務
②事務の概要	<p>都道府県は、住民基本台帳法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認ができるシステムとして住民基本台帳ネットワークシステムを市区町村と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住民基本台帳法に基づき作成されるものであり、市区町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市区町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>具体的に東京都では、「住民基本台帳法及び住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用する事務等を定める条例」(以下「都条例」という。)の規定に従い、特定個人情報(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項)を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理            ②市区町村からの本人確認情報(住民基本台帳法第3条の6)に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新            及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知            ③都知事から都のその他の執行機関への本人確認情報の提供            ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査            ⑤機構への本人確認情報の照会</p>
③システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム 東京都サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <div style="float: right; text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務局行政部振興企画課
②所属長	振興調整担当課長 中島敬子
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東京都総務局行政部振興企画課 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 TEL 03-5388-2469
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東京都総務局行政部振興企画課 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 TEL 03-5388-2469

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

